



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

10月5日 マイナンバー制度スタート!

マイナンバーは、「社会保障」「税」「防災」などの行政手続きに必要な、国民1人ひとりに割り当てられる12桁の番号です。

○平成27年10月以降、国民の皆さん1人ひとりの住民票の住所へ「通知カード」により、マイナンバー(個人番号)が通知されます。

【通知カード】①の12桁の番号(個人番号)が「マイナンバー」です。
通知カードは、10月以降、②の住民票の住所に送ります。

表面

裏面

通知カード

① 個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子

② 住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地1-1-1

平成5年3月31日生 性別 女
発行日 平成27年10月00日 △△市長 A123456789

個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

△△市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123		
* 番号	花子		
* 氏名			
* 住所	○○県△△市□□町○丁目△番地1-1-1		
生年月日*	平成5年3月31日	性別*	女
[代替文字情報]			
電話番号		外国人住民の区分	
在留期間等満了日の有無		在留期間等満了日	
右欄の赤字表記を希望する ※最大11文字まで(漢字等は1文字)	<input type="checkbox"/>	バンゴウ	ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。
左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123
右のQRコードは製造管理用です→

10000019 01/01
3190110000019#

視覚障がい者用
音声コード

マイナンバー

● 法律で定められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
● この通知カードを所持された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
● この通知カードは、個人番号カードの交付を受けられる場合は市町村に返納しなければなりません。

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

顔写真貼付欄
サイズ
(縦4.5cm × 横3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

● 最近6ヶ月以内に撮影
● 正面、無帽、無背景のもの
● 裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。
 利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。□を黒く塗りつぶす場合は、電子証明書の機能が搭載されないことがあります。

代理人記載欄	ふりがな	本人との関係
代理人氏名(自署)		印
代理人住所		(電話番号:)

● 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
● 申請の際は、同様の『ご案内』をご覧ください。
● 表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
● 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

東日本大震災による被災者、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為、児童虐待などの被害者の方などで、住民票を残して別の場所にお住まいの方や、長期の入院・入所が見込まれる方へ

転入、居所登録、交付申請などの手続きをすれば、現在お住まいの場所(居所)で通知カードが受け取れます。

○上記に該当する方は、住民票の住所では通知カードを受け取れなかったり、DVなどの加害者に受け取られてしまうことが想定されます。

○10月5日(番号法施行日)までに、現在お住まいの場所(居所)の市区町村に「転入」の届出をすれば、届け出た住所に通知カードを送付しますので、ご検討をお願いします。

※DVなどの被害者の方は、転入した市区町村に対して「DV等支援措置」を申し出てください。申し出により「DV等支援対象者」となった場合には、ご自身の転入先の新しい住所について、加害者が「住民票の写し」や「戸籍の附票の写し」の請求によって知ろうとしても、この請求を制限する措置が講じられます。

○やむを得ない理由により、現在の住民票の住所で通知カードを受け取れない場合や、現在お住まいの居所のある市区町村に転入できない場合は、現在お住まいの場所(居所)を登録し、そこに通知カードを送付することも可能です。

○東日本大震災の被災者やDVなどの被害者の方は、今お住まいの市区町村で個人番号カードの交付申請をすれば、住民票のある市区町村から個人番号カードを受け取れます。

現在お住まいの場所(居所)を登録する方法

9月1日～30日(必着)に、申請書を住民票のある市区町村に郵送または提出してください。

申請書には、以下の書類を添付してください。

- 申請者の本人確認書類のコピー
- 居所に居住することを証する書類のコピー
例：郵便物、賃貸借契約書など
- 代理人の代理権を証明する書類のコピー(代理人が申請する場合)
例：戸籍謄本、委任状
- 代理人の本人確認書類のコピー(代理人が申請する場合)

【お問い合わせ】本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800(課直通)